

第39回

## タレント・モデルなどの 契約トラブルにご注意!

### 相談事例

インターネット上に「テレビ番組の出演者募集」との広告があり、問い合わせた。面接で芸能事務所に出向くと、合格を告げられた。所属契約について、「うちに所属すれば確実にテレビに出演できる。ダンスボーカルユニットを結成することが決まっていて、レッスンもあるから、ぜひメンバーになってほしい。あなたは向いている」と勧められた。所属契約には費用がかかるが、「今なら10万円の入会金が5万円。そのほか毎月約3万円かかるが、仕事はたくさん紹介する。所属枠は残りわずかなので早く決めて」とせかされ、その場で契約した。その後、芸能事務所から番組出演の話は一切なく、レッスンもない。  
(20歳代、女性)

### ●問題点とアドバイス

タレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが、10～20歳代の若者を中心に寄せられています。以前多くみられた街中でのスカウトに加え、SNSで芸能事務所の募集広告などを見て自ら連絡を取ったことをきっかけに、オーディションをうたって事務所等に呼び出した消費者に、面接・選考の後で、高額なレッスンやマネジメント契約を勧誘する「オーディション商法」のトラブルにあうケースもみられます。

#### (1) 芸能人に憧れる気持ちにつけ込んで、期待を持たせる勧誘トークに注意しましょう

悪質業者は、芸能界を夢見る消費者の気持ちにつけ込んで甘い言葉をかけ、有料のレッスンやマネジメント等の契約を勧めます。「本日中に契約すれば映画やファッションショーに出してあげる」「オーディションは不合格だが才能がある。レッスンを受けよう」などの勧誘トークに注意しましょう。

なかには、「すぐに仕事が入るから問題ない」とクレジット契約や借金をして契約するよう勧

める事業者もいます。レッスン等を受講しても必ず仕事や報酬につながるわけではありません。家族や周囲の人に相談するなどして、冷静に判断しましょう。

#### (2) その場で契約せず、具体的な活動内容やサポート体制、費用面をよく確認しましょう

契約後にレッスンや仕事の紹介がないケースもみられます。安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それらに伴う費用負担がある場合は内訳など、契約内容をよく確認しましょう。

#### (3) 民法改正で、「18歳で成人」!

成年年齢引下げにより、18歳・19歳でも一人で契約できる半面、未成年であることを理由に契約を一時的にやめることはできなくなりました。

#### (4) 「クーリング・オフ」ができる場合も

「アポイントメントセールス」や「キャッチセールス」など特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、法定書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面またはメール等によりクーリング・オフを行うことができます。

参考：国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.9)】タレント・モデルなどの契約トラブルーあなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気をつけて!」(2022年2月24日公表) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224_1.html)